

にゅうがく てじゅん ほうほう 入学の手順と方法について

にほんがくせいしえんきこう どうきょうにほんごきょういく

日本学生支援機構 東京日本語教育センター

東京日本語教育センターに入学するために必要なことを説明します。募集要項と合わせて、出願書類を作成する前に必ずよくお読みください。

連絡先

〒169-0074 東京都新宿区北新宿 3 丁目 22 番 7 号 東京日本語教育センター 学生課

TEL : 03-3371-7267 (海外からの TEL : 81-3-3371-7267)

FAX : 03-5337-6693 (海外からの FAX : 81-3-5337-6693)

ホームページアドレス : <https://www.jasso.go.jp/ryugaku/jlec/tjlec/index.html>

メールアドレス : info-tjlec@jasso.go.jp

成田空港からのアクセス

<バス>

空港リムジンバス「バスタ新宿」行きに乗車。「バスタ新宿」下車。JR 総武線に乗り換えて「大久保」駅下車。徒歩 10 分

<電車>

京成スカイライナー「日暮里」駅下車。JR 山手線に乗り換えて「新宿」駅に行き、JR 総武線に乗り換えて「大久保」駅下車。徒歩 10 分

または JR 成田エクスプレス「新宿」行きに乗車し、「新宿」駅に行き、JR 総武線に乗り換えて「大久保」駅下車。徒歩 10 分

羽田空港からのアクセス

<バス>

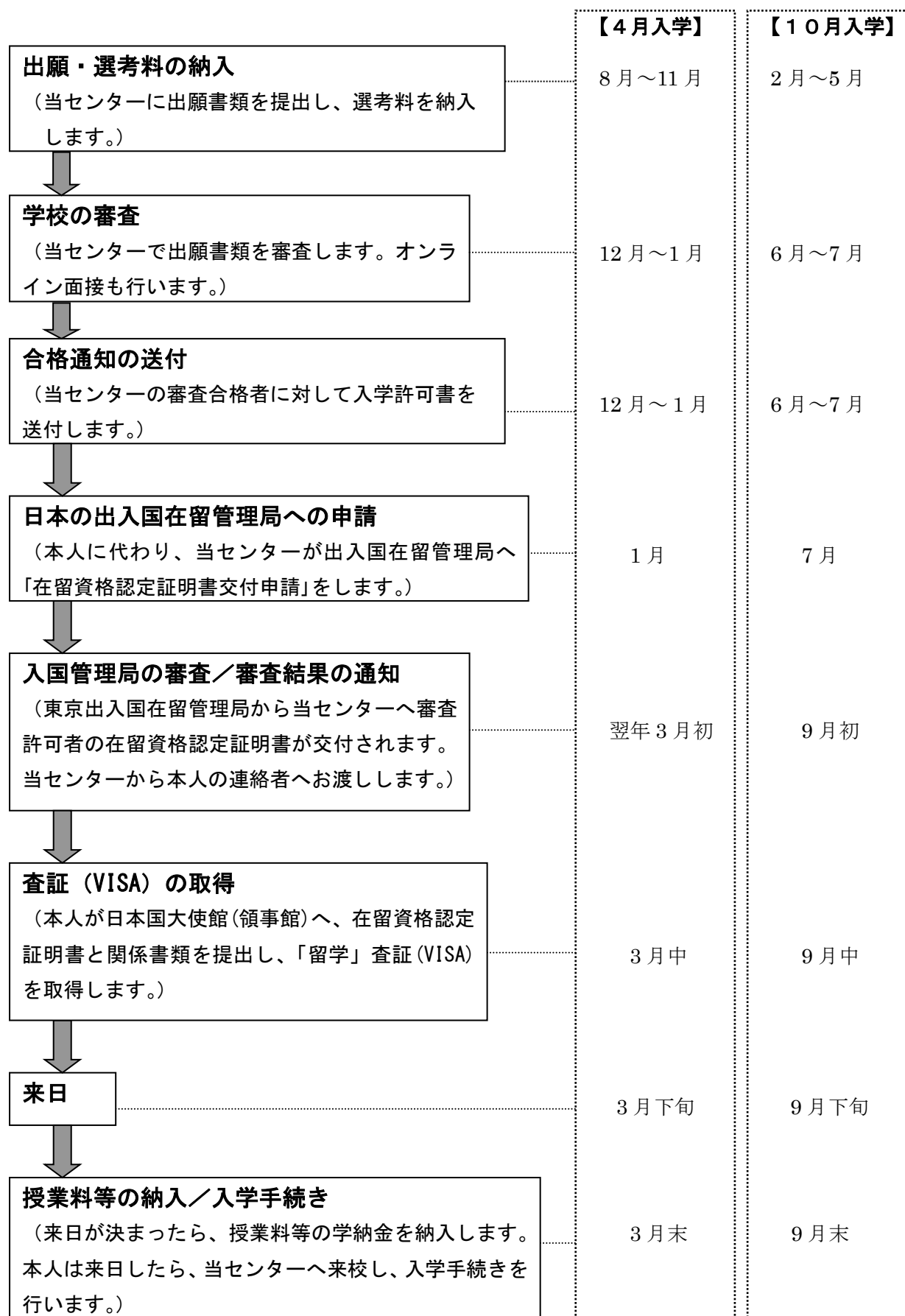
空港リムジンバス「バスタ新宿」行きに乗車。「バスタ新宿」下車。JR 総武線に乗り換えて「大久保」駅下車。徒歩 10 分

<電車>

京急空港線「品川」駅下車。JR 山手線に乗り換えて「新宿」駅に行き、JR 総武線に乗り換えて「大久保」駅下車。徒歩 10 分

または東京モノレール「浜松町」駅下車。JR 山手線に乗り換えて「新宿」駅に行き、JR 総武線に乗り換えて「大久保」駅下車。徒歩 10 分

出願から入学までの流れ



出願について

出願資格 令和8年度1年半コース（2026年10月入学）

(1) 日本の大学等への進学を希望し、かつ、外国において中等教育課程を修了または修了見込の、日本国籍を持たない者（中等教育課程修了までの年数が12年未満である場合を含む）。

(2) 原則として、日本語教育の参照枠（※1）A1相当（日本語能力試験（JLPT）N5または同等）以上の試験（※2）に合格し証明書を提出できる者、または150時間以上の日本語学習歴証明書を提出できる者。

(3) 進学課程出願者は後期中等教育機関において、原則として、以下の要件を全て満たすこと。①数学を履修していること。②英語の授業または英語による授業を履修していること。③文系進学希望者は①②に加え、社会科科目（地理・歴史・政治・経済等のうち1科目以上）を履修していること。④理系進学希望者は①②に加え、理系科目（物理・化学・生物のうち2科目）を履修していること。大学院等進学課程出願者は、原則として、学部または後期中等教育機関において、英語の授業または英語による授業を履修していること。

※1：日本語教育の参照枠：CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）を参考にした日本語学習のための枠組み。日本語能力試験（JLPT）との比較は「日本語能力試験 JLPT CEFR レベル参考表示」 https://www.jlpt.jp/about/cefr_reference.html をご参照ください。

※2：これらの試験については、東京日本語教育センターホームページの「入学案内・願書ダウンロード」に掲載されている「別紙（日本語能力立証資料一覧）」をご確認ください。
<https://www.jasso.go.jp/ryugaku/jlec/tjlec/enrollment/download.html>

***それぞれの国の教育制度によって、初等教育から後期中等教育課程修了までの年数が12年に満たない方でも、当センターの進学課程を修了することにより、日本の大学の入学資格を取得できます。（昭和56年文部省告示第153号第2号）**

出願期間

入学年月の「募集要項」でご確認ください。おおむね入学年月の8か月前から募集を行います。入学年月によっては期限の延期を行うことがあります。詳しくはホームページをご覧ください、電話・Eメールでお問い合わせください。

出願方法

日本国内在住の連絡者（代理人）の方が本人の出願書類を当センターに持参してください。持参できない場合、学生課に連絡のうえ郵送してください。どうしても期間中に郵送できない場合は、当センターへご相談ください。担当部署から出願書類受理の連絡があったら、2週間以内に選考料20,000円を振込にて納入していただきます。

出願書類

別紙の「出願書類一覧」をご覧ください。「入学願書」「経費支弁書」「理由書」「健康診断書」はホームページからダウンロードできます。

<https://www.jasso.go.jp/ryugaku/jlec/tjlec/enrollment/download.html>

出願に必要なその他の書類等につきましては、出入国在留管理庁の方針により、国・地域によって異なりますので、出願者の国籍を明記して、電子メール(info-tjlec@jasso.go.jp)にてお問い合わせください。

「出願書類一覧」には、出願書類についての注意などが詳しく載っています。よく読んで、書類を作成してください。

出願書類は、事実と相違ないように作成してください。間違いや記入漏れがあると、当センターの入学審査結果に影響するだけでなく、東京出入国在留管理局の在留資格認定審査で許可されない可能性があります。

- * 正確に、省略せずに記入してください。
- * 学校や会社発行の証明書には、その名称・住所・連絡先などが印刷された、その団体専用等の用紙（レターヘッド付用紙）を使用して発行されたものをご提出ください。
(その用紙が無い団体は、証明書の中に団体名称・住所・連絡先・責任者名を必ず記載してもらってください。)
- * 作成する書類は、出願前の3か月以内に作成されたものであることが必要です。
(※顔写真も、出願前の3か月以内に撮影されたものがが必要です。)
- * 記入した内容を訂正したいときは、新しく作成するか、その箇所に訂正線を引き、文字の上に訂正印を押すか、文字の上に小さな字でサインをしてください。
- * 入学願書に記入した内容と、証明書などの内容が整合しているか、よく確認してください。

入学許可について

東京日本語教育センターの審査と入学許可書発行

提出いただいた出願書類及びオンライン面接によって、当センター入学選考委員会が審査を行い、可否を判定し、合格者に「入学許可書」を発行、連絡者に送付します。

東京出入国在留管理局への申請について

東京出入国在留管理局への代理申請

合格者（入学許可者）については、本人が居住国で留学査証(VISA)を取得するために、まず、当センターが本人に代わり、東京出入国在留管理局へ「在留資格認定証明書(COE) 交付申請」を行います。

東京出入国在留管理局の審査

東京出入国在留管理局が審査をし、その結果、許可の場合は「在留資格認定証明書(COE)」が発行されます。当センターに届くので、届き次第、連絡者（または本人）に送付します。

査証(VISA)の申請について

自国での査証(VISA)の取得

合格者（入学許可者）は、受け取った「在留資格認定証明書」とパスポート、入学許可書およびその他の必要書類を、日本国大使館（または領事館）へ提出し、「留学査証(VISA)」の申請をします。

国によっては、大使館（領事館）から本人へ、申請した内容についての確認インタビューがあるかもしれません。当センターへ提出した内容を忘れないよう注意してください。

宿舎・アパート

希望者は、出願書類提出時に担当部署に申し出てください。ただし、学生寮は私費留学生の一部しか入ることができません。アパートや宿舎を探したい人は、学生課にご相談ください。寮に申し込み、入居できる学生には、当センターから手続きについてご連絡いたします。

来 日

授業料等の納入と来日及び入学手続き

日本国大使館（または日本国領事館）で、正式な「留学査証(VISA)」が発給されてからその査証で来日してください。入学課程開始月の前月末までに、授業料等の学納金を全額一括で当センターへ銀行振込にて納入していただきます。

①学費納入の銀行の領収書②入学許可書③パスポート④在留カード(入国時に空港の入国審査の際に手渡される)を持って、当センターが別途指定する期間に当センターへ来校し、入学手続きを行います。

4月上旬に入学式及びプレースメントテストを全員で行いますので、来日が遅れないようにしてください。また、理由があり来日が遅れる場合は、必ず事前に当センターへご連絡ください。

その他

連絡者とは

「連絡者」とは、当センター、出願者及び出願者の経費支弁者等の間に入り、出願及び入学後の連絡取次を引き受けていただける方です。日本に在住の方が望ましいですが、日本語または英語での意思疎通と随時の連絡取次が十分可能であれば、海外在住でも可とします。

経費支弁者とは

学生本人の学費及び生活費を支払う人のことです。

経費支弁者は、本人との関係が密であり、経費支弁に至る合理的関係が証明できる人でなければなりません。通常は、本人の親が経費支弁者になることが適当です。

経費支弁者が本人の親でない場合(おじ、おば等)は、なぜ親でない人が経費支弁をするのか、具体的で納得できる説明と、その立証書類が必要です。

在留資格認定証明書とは

当センターの学生として来日・入学するには、*留学査証(VISA)が必要です。

留学査証(VISA)を取得するためには、先に、東京出入国在留管理局から「留学」の「在留資格認定証明書」をもらわなければなりません。

これは、本人に代わり、当センターが東京出入国在留管理局へ代理申請をします。その審査が許可となれば留学の「在留資格認定証明書 (COE)」が東京出入国在留管理局から発行されます。当センターは COE を(連絡者を通じて) 本人へ送付し、本人は日本国大使館(または領事館)へ提出し、留学査証(VISA)の発給を受けることになります。

(*「家族滞在」「定住者」「日本人の配偶者等」など長期の在留資格をすでに持っている方は、「国内出願」に応募できます。詳しくは当センターへお問い合わせください。)



日本留学情報サイト

日本留学情報サイトは、日本への留学の基礎知識を盛り込んだ、すべての留学希望者必読のウェブサイトです。留学準備の参考にしてください。

<https://www.studyinjapan.go.jp/>